

12月31日(月)から1月3日(木)までは、ごみの収集は休みです。ただし、可燃ごみについては、月・木の収集地区のみ収集日の間隔が長いため1月3日(木)に収集します。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル

日	曜	地 区
1月1日(金)～3日(木)は休み		
1/4	金	立田、片山、里改田(琴平神社を含む)
5	土	田村、浜改田
7	月	十市(南部)、天行寺、成合、久枝(開田を除く)、下島、前浜
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
12	土	篠原、明見
14	月	下陸内、物部、久枝(開田)
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上甘枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
19	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
21	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
23	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、亀岩、鎮石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
26	土	十市(北部)、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
2/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
1月1日(金)～3日(木)は休み	
1月4日(金)	里改田(琴平神社)
1月7日・21日(第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
1月15日(第1・3火曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下陸内を除く)、野田、後免町
1月16日(第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、鎮石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
1月14日・28日(第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
1月8日・22日(第2・4火曜日)	上末松、上甘枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下陸内
1月9日・23日(第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
2月4日・18日(第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
1月1日(金)～3日(木)は休み		
1/4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
7	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合、里改田(琴平神社)
8	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上甘枝、西島、古市
14	月	十市(南部)
15	火	鎮石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
21	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
22	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下陸内、物部、久枝(開田)
2/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
5	火	鎮石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
1月1日(金)～3日(木)は休み	
1月7日・21日(第1・3月曜日)	天行寺
1月17日(第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
1月4日・18日(第1・3金曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下陸内を除く)、野田、後免町、里改田(琴平神社)
1月5日・19日(第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、鎮石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
1月10日・24日(第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
1月11日・25日(第2・4金曜日)	上末松、上甘枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下陸内
1月12日・26日(第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
2月1日・15日(第1・3金曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下陸内を除く)、野田、後免町

新春特別講演会

新年賀詞交歓会の一環および商工会女性部創立40周年記念として、講師に厚生労働省社会・援護局長の村木厚子氏を迎え、講演会を開催します。

商工会員以外の方も先着50名まで参加を受け付けます。

*講師が公務などのため来高できなくなった場合は中止とさせていただきます。

■とき/1月19日(土)16:30～17:30

■ところ/アンジュブラン

■参加費/無料

■申込方法/はがきまたはFAXに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記の上、お申し込みください。

■申込締切/1月10日(木)

※申込先・お問い合わせは、南国市商工会

(〒783-0004南国市大桶甲1623-5 ☎864-3073 FAX863-0201) まで

第11回地産地消ごめんの軽トラ市

軽トラに載せた農産物や加工食品などを、歩行者天国にした後免町商店街で販売します。また、子ども向けのイベントなども予定していますので、家族で楽しめます。

■とき/1月13日(日)9:00～13:00(小雨決行)

■ところ/後免町商店街

■駐車場/市役所、南国市商工会

第12回地産地消ごめんの軽トラ市出店者の募集

■とき/2月17日(日)9:00～13:00(小雨決行)

■ところ/後免町商店街

■募集台数/30台(申込多数の場合は選考)

■出店料/1,000円

■申込方法/商工会にある申込用紙に記入し、お申し込みください。

■申込締切/2月4日(月)

南国市商工会からのお知らせ

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

20歳になったら「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもその一つです。

皆さまの中には、「年金なんて先のことだから関係ない」なんて思っている方はいませんか。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての方が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、「あのときに…」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きをしましょう。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など、保険料の支払いを猶予する制度があり

ますので、市民課年金係で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

※お問い合わせは
市民課年金係 ☎880-6555) まで

平成24年分公的年金などの源泉徴収票を送付

国民年金・厚生年金保険の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

日本年金機構では、その年一年間の年金の支払総額などが記載された「公的年金などの源泉徴収票」を作成し、受給者全員に対し1月中旬に送付します。年金のみの所得で源泉徴収される方は、原則として所得税の確定申告をする必要はないこととなっていますが、他に収入(給与や年金)がある場合や、源泉徴収税額の還付を受ける場合には確定申告を行ってください。「源泉徴収票」はこの時の添付書類の一つとして必要になります。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については、非課税ですので、「源泉徴収票」は送付しません。

※お問い合わせは
南国年金事務所 ☎864-1111) まで

市民からのお便り
今回のクイズは、やさしくうてなかなか見つけられなかった。3人でやっと解きました。